

平成20年度における海難審判庁が達成すべき目標に対する実績評価（概要）

平成20年度目標	平成20年度前期実績	平成20年度前期評定
<p>【1. 迅速な海難の調査、審判について】</p> <p>①海難の認知から裁決までの平均期間を12ヶ月以内とする。</p>	<p>目標を0.2ヶ月下回る12.2ヶ月であった。 昨年度に比べ、0.6ヶ月の改善が見られた。</p>	<p>目標には達していないが相当の実績が上がっている。</p>
<p>②社会的影響の大きい海難については、特に集中的な調査・審判に努め、海難の認知から裁決までの平均期間を10ヶ月以内とする。</p>	<p>目標を2.2ヶ月下回る12.2ヶ月であった。 昨年度に比べ1.5ヶ月の改善が見られた。</p>	<p>目標は達成されておらず一層の努力が必要である。</p>
<p>【2. 海難に関する情報の利用促進等について】</p> <p>①海難の原因や教訓の海難防止への有効活用を促進するため、海難分析集やニュースレターなど各種形態による刊行物を10回以上発行し、海事関係者等に幅広く提供する。</p>	<p>目標の10回（年）を上回る合計7回刊行物を発行した。</p>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>
<p>②海難の調査・審判を通じて得られた知識・経験を踏まえ、関係行政機関に対し、海難防止に関する施策について積極的な提言を行う。</p>	<p>昨年度の3回（年）を上回る合計2回の提言を行った。</p>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>